

持ち込み禁止の張り紙があるカラオケボックスにお菓子を持ち込んだのが見つかり、罰金1万円を請求されてしまった。払わなければならない?

よく、加算駐車料金3万円とか、食べ放題で残した場合には、○千円と書いてあることがありますね。実際には本筋で請求するつもりがなく、消費者に注意を促す意味合いのものも多いでしょう。まず、「1万円を支払って貰います」と一方的な張り紙があつても、当事者双方での合意とはいえず、当然には張り紙の効力はないことが通常であると思います。もちろん、施設を利用する際のルール違反として、柔軟的なものであれば、違反したことで、契約責任を負う可能性が全くないとは言えません。お菓子を持ち込んだだけで、カラオケ店に当然に損害が発生する訳ではありませんが、カラオケ店も飲食で営業をしている側面もありますので、持ち込み禁止であるに持ち込むことは好ましくはありません。

ただ、1万円の損害は一般的には考えにくいとは言えます。

(弁護士 久保田和志)

署名・押印をしてしまった 契約書は絶対なの?

絶対とまではいえませんが、契約書は、契約をしたがための重要な証拠です。したがって、どのような契約をしたかどうかは、原則として契約書の記載内容によります。特に民事裁判においては、自ら署名・押印した書類や自己の所有している在庫が押されている箇所は、自らの意思で押印したと推定されることになりますので、契約書に署名・押印した場合は、原則としてその契約書に拘束されることになります。しかし、契約書の内規が公約自体に違反する場合、消費者契約法で定められた不法多頭などは法律上無効とされてしまう(要するに内容が極めて不適切な場合)。署名・押印するにあたって、署の説明や骨かしがあった場合などには、民法や消費者契約法によって取り消すこともできます。契約書に記載があったとしても、その内容に不満がある時には、専門家に相談しましょう。とはいって、契約書に署名・押印するときは慎重にその内容を確認してからするべきです。

(弁護士 長田博)

亡くなった夫の家族と 縁を切ることはできない?

夫の家族は、家族といって自分と親族關係があることになります。關係關係にあると、場合によれば、扶養義務を負わされる場合もあります。この關係という關係は、夫が亡くなった場合に、自動的に解消されるものではありません(「關係關係終了届」を提出することで、亡くなった夫の家族との關係を終わらせることができます)。この關係關係終了届を出す際に、關係に許可や同意は必要なく、自分一人で手続きができます。なお、離婚した場合には、夫の家族との關係も離婚と一緒に解消されますので、關係關係終了届を出す必要はありません。

(弁護士 近藤英介)

たけのこは だれのものは?

SQ&Aで法律に親しむ

私が育てていたたけのこが、敷地を越えて隣家の庭から生えてきた。もともと私が育てたのだから、隣家に生えたたけのこも私のものだと言ったけど、隣人は「邪魔だから切らせてくれ」と言っている。このたけのこは隣人のものなの?

たけのこは隣家のものとなります。それは、自分の土地に定着したものについては、その所有権を尊重するというルールが民法242条に定められているからです。所有権が隣家にある以上、購入者が自分の庭に生えたたけのこを切ると言っていることになんら問題はありません。

(弁護士 丹野誠吾)

「お正月」が休日 なのは法律で決まってる?

「両元の新年に関する法律」によると、元旦は「祝日」であり、祝日は「休むとする」という意味なら、元旦が休日であることが法律で定められているか?と言われれば、「定められていない」というのが答えになります。

しかし、労働者と使用者との關係を規定する労働法の規定は、「労働者に対して超過少なくとも1回の休日」かつ「4週間に亘じて4日以上の休日」を与えなければならない(「労働法25条」となっているだけ)。これに反しないければ、祝日を休むとしても違法ではありません。

ただし、行政機関の休日については、12月29日から1月3日まで休みと定められていますし

(行政機関の休日に関する法律)、企業でも就業規則等に定めがある場合が多いです。

(弁護士 丹野誠吾)

突然送られてきた商品を受け取ったら、 後日請求書が届いた。支払わなきゃダメ?

突然送られてきた商品を受け取ったら、後日請求書が届いた。支払わなきゃダメ? これはネガティブオフロードと言います。注文していないのですから、後日、請求書が届いても当然に代金を支払う義務はありません。ですので、後見にない商品が届いた場合には、原則に相違して、それでも、受け取ってしまった場合はどうすればいいのか、特定の商品に関する法律において、商品が送られてきた日から14日前、前に、こちらから請求書に引き取らなければなりません。そのため、商品を販売しても代金を支払わずに商品購入を許さないときには、商品中に商品を販売してしまううと商品購入を許さないことがあります。少し、その期間中に商品を販売してしまううと商品購入を許さないものと考えられてしまったり。一度、代金を支払ってしまってその代金を取り戻すことが困難な場合が多いので、注意してください。(弁護士 丹野誠吾)

